

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年4月15日(水) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☐ 欠席☒

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 松元 雄大 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況証明について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 菊 一 成

署名委員 小坂 竜一

署名委員 今井 清弘

議長 ただ今から、令和8年第4回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第4号 現況証明について』

『報告第1号 農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について』
を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南約4.2kmに位置する第2種農地です。位置は3条-1で示しています。

取得目的については住宅付属及び自家消費で、利用計画については、取得する住宅周辺における季節野菜を中心とした畑地利用です。

譲渡人は、大阪府在住で、申請地は既に耕作放棄地で環境保全としての目的も含めて譲受人が取得するものです。

また、譲受人はアメリカ在住ですが、温暖な気候である西日本各地で移住先を探し、本町が理想地と判断したとのことで、2月中旬には地元の営農者である木下委員と事務局で譲受人と現地立会しており、譲受人主体で営農しますが木下委員の指導を仰ぎながら繁忙期にはアルバイト雇用する予定で、農業に意欲的で決して投資目的ではないことも確認しております。

なお、購入する住宅の売買契約書の写しの提出も確認しております。

以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

木下委員 今、事務局の方がおっしゃいましたように、2月に…事務局の方2名、それから私、そしてここに書いてあります譲受人の〇〇さん、仲介業者の不動産屋さん、司法書士さん6人で現場で会いまして話をいたしました。譲受人の〇〇さん、(昭和)19年生まれ、私と同じです。たいした人です。一見非常に健康そうですし、話をしましたところ、10代でアメリカに渡り、どうもアメリカでいろいろな職業を転々としながら最終的には銀行に就職し、そして銀行を退職後不動産屋を開いた、と言われて。あなたは農業経験はおありですか？と聞いたらありませんと言われました。でも、ここで農業をしたい、年をとって日本に帰って農業をしたい、できれば有機農業をしたい、と言っておられました。いかにも健康そうで、農業はできるでしょうけれども、あんたそんなこと言うて有機農業がどんなに大変かわかるかね？いや有機農業の経験はないが、できますよとアメリカンスピーチと言うんですかね、こんなの。ものすごく楽天的に考えておられました。私の感想では、営農ができようかい、本当にこんな軽うに考えて、という印象を持ちました。しかしながらですね、こういうところで彼が言われるのは、今農業というものはものすごく大事だ、それは精神的にも農業の心を忘れている人が多いから、ここで色んな人を、この図にありますように、取得する住宅、〇〇と書いてありますが、これを大きな家にして、何人もの人をここに呼んで農業の体験をしてもらいながら農業の普及に努めたい、壮大なる希望を持っておられます。どうかなあと思いましたけれども。話を变えますが、ここは〇〇自治会という自治会でして、私が子どもの頃には40軒以上ありました、家が。今は20軒を切りました。子どもの頃から考えて、転入者ゼロです。隣が私の家の□□集落ですけれども、□□自治会、□□集落においては、現在も10人、1戸以上の転入者がありますが、

ここは転入者がゼロの所です。そういう所にですね、アメリカからそういう温暖な気候を求めてここに白羽の矢を立てた、ありがたいことだと思っております。消滅集落になるんじゃないかと私はここ、思っていたんですけども、こういうふうに、転入者があるということはですね、一つの宣伝材料になるし、今事務局の方が言われましたように、農地は2種というのを考えてもですね、譲受人に努力していただく。そうすると何年か、私と同年ですから、もう10年も20年もは働けるわけではないけれども、その間だけでも、農地の維持が、そして復旧ができる。現在荒れ地状態です。そのためにも、皆さんにその点をご理解いただいて、これは認めていただきたいというのが私の感じでございます。指導と言うことですが、3月に●●さんという方の農地の移動、皆さんにご承認いただきました。彼、農業経験がなかったんですが、水稻の経験なかったんですけど、去年やって、こんなに農業っていうのは楽しいのか、田んぼ作りっていうのは楽しいのかと言うてくれてですね、もっともっと広げたいという意欲を持っています。今年も一人二人、私が教育しようと今計画をしておりますから、ほ場整備が完了して、耕作面積も増えまして、どれだけの指導ができるかわかりませんが、この譲受人の〇〇さんの相談には極力のっていきたいと思っております。是非地元に着して農業のよさを少しでも皆さんに伝えていただきたいと心から思っておるところでございます。以上でございます。

今井委員 今、木下委員が申されたように、耕作放棄地をこれいきなり農地にして野菜作るということで、大変だと思いますけど、木下委員の指導の下に、頑張れるんじゃないかと思えます。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 移住していただいて、少しでも人口の増に寄与してもらえればいいと思いますし、農業のほうもそういうことで特に〇〇自治会の人口が減っているところで新しい形になるんで、もしかしたらそのうちマスコミの取材があるかもしれないですね。木下委員、一つよろしくお願いします。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、馬島にある第2種農地です。位置は4条-1で示しています。

転用目的については、宅地利用です。

申請地には平成9年より既に構造物が設置されており無断転用状態です。そのため、今後農地法を遵守する旨を記載した始末書の提出がありました。なお、農地法における建ぺい率条件の基準を満たしていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

木下委員 えー、続けてしゃべります。この図にある右側の広い池、これは、元、車エビの養殖場でございまして、平成13年に私が色んな事情があって取得いたしました。そして、一昨年の暮れ、これを売却して、ほ場整備、中郷ほ場整備をするのに農機を買うたり金がいるからですね、その金に充てたんですが、その間に約10年、15年くらいここに毎日通うて貝を掘って観光客を受け入れ、そして魚市場に出荷するためにここで仕事をしておりました。まさかこれが、畑という地目になっているとは思ってもありませんでした。その以前から、このあたりはずいぶん歩いて、よく現状を把握しているつもりだったんですが、そのときも思いもせずにですね。畑状態が宅地になったということに対

しての支障、違和感、そういうものは島の人たちからも一度も聞いたことがございません。だから今ここに書いてあるように、〇〇さんがここで宅地転用したいと言われることについては、全く私は異存はございません。いいと思います。

今井委員 いいと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南約1.4kmに位置する第2種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 今回申請されたところ、前回そのすぐ隣が却下というか、申請が取り下げられた場所でしたので、どういうことかなと思って、ちょっと〇〇さんという方と話したんですけど、前の所は結局なんか柔らかすぎて土壌改良からしないといけないということで、ちょっと無駄が多いということでやめた、と。今回こちらはそうでもない、田んぼとしてまだ使っている所だ、ということで

申請されたというふうに聞きました。ということで、特に問題はないかな、というふうに思っています。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号2番についてですが、こちらは、議案第3号3番の案件と関連するものです。ここで^{はかり}お諮りします。田布施町農業委員会総会会議規則第9条に基づき、関連案件と考えられる議案第3号2番及び3番を一括して議題としてもよろしいでしょうか。(全員同意)

それでは議案第3号2番及び3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9、10及び11に記載しています。申請地は、役場より北西600mに位置する第3種農地です。位置は5条-2と3で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置及び賃借権設定で一時転用による駐車場及び回転場です。

太陽光発電設備を設置する土地が、道路との高低差があり車両の進入が困難なこと及びパネルの配置計画を配慮し併せて申請するものです。

なお、田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく届出の提出があったことを確認しておりますので、申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、〇〇地区で線路のすぐそばで太陽光につい

ては別に問題はないと思います。駐車場のほうですが、畑として地目はなっています。太陽光の関係でですね、今現在は畑として使われてないような感じがですが、太陽光の設置が済みましたら、また畑として使用してもらいたいと思います。

南委員 はい、一時転用っちゅーことになってますので、守っていただけてると思っております。私の方も、それで問題ないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号2番及び3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号2番及び3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号13と14を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より東約1.1kmに位置する第3種農地です。位置は5条-4で示しています。

転用目的については、所有権移転で自己用住宅の建築です。

なお、農地法における建ぺい率条件の基準を満たしていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地は〇〇建設のすぐそばです。ひとつ気になることがありました。現地確認に伺いましたら、田んぼの状態でなくて、もう造成がされていきました。造成も最近ではなくて、もう数年以上前にされているんじゃないかと思います。こういう場合は…うーん…通常は現状復旧、と言うのですが、始末書等は出ますか？

事務局 はい、こちらにつきましてですね、今、塩田委員も仰ったようなことを、私が造成したということをごわからなくて、以前からこういう更地の状態だったのかなと思って、始末書の提出は求めておりませんでした。ただ、塩田委員が以前はそういう田んぼだったのではないかと、という話がありましたので、そのことについては始末書の提出は改めて事情を聞いて、造成したということであれば始末書の提出を併せて求めようかと思っております。この場で承認されれば、提出があり次第許可書の発行ということにしようかと考えます。今時点ではもらっていなかったのが現状です。

南委員 私も見に行ったら田んぼがなかったんです。宅地になっちゃったんですね。今言うように、始末書出していただいでですね、そういうことの実際の証拠をとったあとに許可ということで、採決をしたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号4番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第4号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 戻っていただきページ番号4をご覧ください。位置は現況-1で示しています。

事務局で事前に現地を確認したところ、申請地は土地の大部分が雑木や背の高い雑草に覆われている状態でした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

木下委員 この４ページの図で、大字〇〇という字が書いてある所、現況－１の図、これかなり広い畑です。ここは耕作されているのが１０年ぐらい前まで耕作されておりました。その他の３か所はもう、私が子どもの頃に、ここでこういう農地だった記憶がございます。１０年ぐらい前まで畑であった所も、今はもう小さな笹がいっぱい生えてですね、現状復旧は無理です。ほかの３か所も今事務局の方が言われたように、雑木、竹が生えておって、もう森林の状態になっている。こういう状況ですね。だから、現況証明で仕方ないですね。

今井委員 ３条－１の土地の件で一緒に行ったんですけど、無理だと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、議案第４号１番は総会終了後、事務局と署名委員２名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に「報告第１号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号１５と１６に記載しております。

なお、この度は１６ページに記載のとおり、農地中間管理機構を介した相對契約が１２件ありました。

事前に事務局で要件事項を確認の上、『意見なし』として処理しておりますので報告させていただきます。以上です。

議長 本案件については、報告事項です。各自ご高覧賜りますようお願いいたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和8年第4回田布施町農業委員会総会を閉会します。